

「世界遺産姫路城マラソン 2025」完走メダル等作製業務
公募型プロポーザル募集要項

令和6年8月

世界遺産姫路城マラソン実行委員会

1 募集の目的

第10回記念大会である世界遺産姫路城マラソン2025（以下「2025大会」という。）を開催するにあたり、記念となる大会に彩りを添えた特別な完走メダル等を作製するために公募型プロポーザルを実施し、受託者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務内容

別添「「世界遺産姫路城マラソン2025」完走メダル等作製業務」要求水準書のとおり（以下「要求水準書」という。）

(2) 履行期間

令和6年10月1日から令和7年2月28日まで

(3) 提案上限額

4,510,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (4) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 共同企業体でも申込可能とする。但し、共同企業体名を明記のうえ共同企業体の幹事者を明らかにし、共同企業体構成員すべての企業について企業名を明記すること。なお、幹事者及び幹事者以外の構成員にあっては、(1)～(7)のすべての要件を満たすこと。
- (9) 共同企業体の構成員となることを含め、2以上の申込者又は共同企業体の構成員となることは認めない。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 プロポーザルに関する担当部局等

世界遺産姫路城マラソン実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

（姫路市スポーツ振興室姫路城マラソン運営室 内）

電話：（079）221-2862

FAX：（079）221-2419

5 プロポーザル実施に係るスケジュール

項目	期間
公告及び要求水準書等の公表	8月7日（水）
参加表明手続の提出書類の受付期間	8月26日（月）～8月28日（水）
参加資格確認結果の通知	8月29日（木）発送予定
プロポーザルに関する質問受付期間	8月29日（木）～9月3日（火）
プロポーザルに関する質問への回答開始	9月5日（木）
提案資料提出書類の受付期間	9月17日（火）～9月19日（木）
契約候補者の特定	9月26日（木）
契約候補者の通知	9月27日（金）発送予定
契約締結予定及び審査結果の公表	10月1日（火）

6 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方針により参加表明手続を行い、第3項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- ア 提出書類
- (ア) 参加表明書兼誓約書 <様式1>

- (イ) 履歴事項全部証明書（令和6年5月7日以降に発行された最新のものの原本）
- (ウ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (エ) 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）

(オ) 要求水準に関する誓約書 <様式2>

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年8月7日（水）から同月28日（水）まで 姫路市の休日を除く
閲覧の場所	実行委員会事務局 参加表明者は、世界遺産姫路城マラソン公式ホームページに掲載する 参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウン ロードし、使用すること。 (http://himeji-marathon.jp/)

エ 提出方法

持参（姫路市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（提出期限最終日を除く））又は郵送（提出期限必着）とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達の記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

実行委員会事務局

カ 提出期限（参加表明受付期限）

令和6年8月28日（水）午後4時まで

(2) 参加資格の確認結果

- ア 参加資格の確認結果は、令和6年8月29日（木）までに電子メールにより通知する。
- イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
- ウ 参加資格がないと認められた者は、実行委員会事務局に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年9月3日（火）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により提出すること。実行委員会事務局は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(3) 参加表明書等の提出に係る留意事項

- ア 参加表明書等の提出に際し、受付が集中した場合は提出時間を実行委員会事務局が指定することがある。（なお、実行委員会事務局が指定する提出時間は、第6項第1号エの時間外である場合もある。）
- イ 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- ウ 提出された書類は、返却しない。

7 説明会

説明会は、行わない。

8 プロポーザルに関する質問

- (1) 第6項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質問書 <様式3>

イ 提出方法

質問書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更のうえ、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛に電子メールで送信すること。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

himeji-marathon@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年9月3日（火）午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始予定日

令和6年9月5日（木）

イ 回答方法

全ての参加者に、全質問の回答を電子メールで送信する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、実行委員会事務局ホームページに記載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

エ 参加者はプロポーザル後に配布資料の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

9 提案資料の提出

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類

ア 提案書表紙 <様式4>

イ 業務実績表 <様式5>

ウ 業務スケジュール表 <様式6>

エ 提案書 <様式任意>

要求水準書を参考に、提案は最大2案とし、主として次の事項を記載すること。

2案提案する場合は、事業費は同額とすること。

(ア) メダル（1個）

- ・表面、裏面のデザイン
- ・大きさ
- ・厚さ
- ・重量

(イ) リボン（1本）

- ・表面、裏面のデザイン

オ 事業費（受託希望金額）<様式7>

(2) 提出期間（提案受付期間）

令和6年9月17日（火）午前9時から同月19日（木）午後4時まで

(3) 提出場所

実行委員会事務局

(4) 提出部数

正本（代表者印を押印すること。）1部、副本8部（押印不要。参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。）

※「オ 事業費」は、正本1部のみの提出で良い。

(5) 提出方法

持参（姫路市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（提出期限最終日を除く））又は郵送（提出期限必着）とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達の記録が確認できるものによること。

(6) その他

ア 提案資料を出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、「世界遺産姫路城マラソン2025」完走メダル等作製業務審査委員会において実施する。

- ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。
- エ 2案の提案者は、評価点が高い提案を当該提案者の提案とする。
- オ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- カ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者の中、「3 デザインに関すること」の評価点の最も高い者を契約候補者とする。「3 デザインに関すること」に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、評価内容の(1)より順に移行して評価し、(4)の評価点まで同じものが2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価内容	配点	得点
1 業務実績に関すること	・過去にイベント等（マラソンに限らない）で、メダルのデザイン実績又はメダル作製の実績があるか	10	10
2 業務スケジュールに関すること	・業務達成に向けての具体的なスケジュールになっているか	10	10
3 デザインに関すること	(1)第10回記念大会を意識したデザインになっているか	20	60
	(2)メダルとリボンのデザインに統一感があるように工夫されているか	20	
	(3)実行委員会が指定するイラストがさりげなく配置され、一体感のあるデザインになっているか	20	

※ 下表のとおり項目ごとに評価点を算出する。

評価	配点		判断基準
	20点	10点	
A	20点	10点	項目の趣旨を満たしており、特に優れている提案
B	16点	8点	項目の趣旨を満たしており、優れている提案
C	12点	6点	項目の趣旨を満たしているが、標準の提案
D	8点	4点	項目の趣旨を概ね満たしているが、やや不十分な提案
E	4点	2点	項目の趣旨にそぐわない見劣りする提案
F	0点	0点	項目に関する提案がない

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号オに定める＜様式7＞に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である140点を付与し、他の提案者の評価点は、140点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。

140点×（全提案中最低の受託希望金額／提案者が示す受託希望金額）

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の合計点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計（満点700点）により算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和6年9月26日（木）に行う。全ての提案者に対して、電子メールにより結果を通知するとともに、契約候補者は実行委員会事務局ホームページに公開する。

オ 審査の経緯は、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

カ 本プロポーザルは、参加者から提出された提案書等に基づき評価を行い、記載内容に応じて点数をつける。このため、参加者の提案内容が分かるように、提案内容、適用範囲、課題の解決策など具体的に記述すること。

キ 本プロポーザルにおける配布資料は、本件以外での使用は認めない。

ク 契約候補者とならなかつた参加者の提出された提案書等は、審査目的以外で使用しない。

1.1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を準用する。

1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号カの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により実行委員会事務局に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

- 次のいずれかに該当する者は、失格とする。
- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
 - (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
 - (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
 - (4) 第2項第3号に規定する提案上限額を超える提案をした者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
 - (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
 - (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他実行委員会事務局が必要と認めるときには、実行委員会事務局は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除に関する誓約書＜様式8＞を提出しなければならない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、認めない。
- (4) 参加者が1社のみであっても、参加資格を満たしていればプロポーザルを実施する。
- (5) 実行委員会事務局の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。なお、本業務の全部又は大部分についての一括した再委託は承諾しない。また、再委託先となった者がさらに第三者に委託してはならない。